

輸入食品に対する検査命令の実施について

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
米国 Daniele International, Inc.が製造した非加熱食肉製品(加熱せずに食すものに限る。)	リステリア菌*	輸入時における検疫所のモニタリング検査の結果、リステリア菌を検出したことから、当該製造者が製造する非加熱食肉製品に対し、検査命令を実施するもの。

* 自然環境中の常在菌で、食中毒を引き起こす病原微生物

<参考1> 違反事例

品名:非加熱食肉製品:PROSCIUTTO

輸入者:株式会社ティーアイトレーディング

届出数量及び重量:70カートン(2,100パック)、119.06kg

製造者:Daniele International, Inc.

輸出国:米国

検査結果:リステリア菌陽性

届出先:成田空港検疫所

違反確定日:平成19年9月18日

措置状況:57パックは消費済み、残量は回収中

<参考2> 当該施設からの非加熱食肉製品の輸入実績

平成19年1月1日~9月16日:速報値

届出件数	届出重量(kg)	検査件数*	違反件数
20	2,114	3	1

* リステリア菌に係る検査